

(証券コード6822)
2021年6月9日

株 主 各 位

横浜市港北区菊名七丁目3番16号

大井電気株式会社

取締役社長 石 田 甲

第97期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第97期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、可能な限り書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年6月23日（水曜日）午後5時15分までに到着するよう、ご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月24日（木曜日）午前10時

2. 場 所 横浜市港北区菊名七丁目3番16号
当社本店会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照下さい。)

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
- 第97期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容報告並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第97期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

- 第4号議案** 補欠の監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬総額設定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬総額設定の件
第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
第8号議案 監査等委員である取締役（非常勤の監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

4. インターネット開示についてのご案内

当社は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、添付書類のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.ooi.co.jp>）に掲載しておりますので、本添付書類には記載していません。

- (1) 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- (2) 事業報告の「株式会社の支配に関する基本方針」
- (3) 連結計算書類の「連結注記表」「連結株主資本等変動計算書」
- (4) 計算書類の「個別注記表」「株主資本等変動計算書」

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.ooi.co.jp>）に掲載いたしますのでご了承下さい。

〈株主様へのお願い〉

株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.ooi.co.jp>）より、発信情報をご確認下さいますよう、併せてお願い申し上げます。

会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。

（ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。）

会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は入場をお断りし、お帰り頂く場合がございます。

株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応させていただきます。

本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただく場合がございます。株主様におかれましては、事前に招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 当社は、企業価値の維持向上のために、経営に関する意思決定の迅速化・効率化を図るとともに、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を持つことにより、経営の公正性、透明性を高め取締役会の監督機能の強化を通じて、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることを目的として、2021年6月24日開催予定の第97期定時株主総会でのご承認をいただくことを条件に、現行の監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することといたしました。

これに伴い、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除等、監査等委員会設置会社への移行に必要な変更を行うものであります。

(2) その他、一部文言及び表現の修正、条文の追加及び削除に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会の終結の時をもって効力が発生するものとしたします。

(下線部は変更部分であります。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第4条 (条文省略)	第1条～第4条 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
第5条～第11条 (条文省略)	第5条～第11条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条～第17条 (条文省略)	第12条～第17条 (現行どおり)

現行定款	変更案
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会ならびに監査等委員会
(取締役会の設置) 第18条 当社は <u>取締役会</u> を置く。 (新設) (新設)	(機関) 第18条 当社は、 <u>株主総会および取締役のほか、次の機関</u> を置く。 (1) <u>取締役会</u> (2) <u>監査等委員会</u>
(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、 <u>13名以内</u> とする。 (新設)	(取締役の員数) 第19条 当社の取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>)は、 <u>10名以内</u> とする。 <u>②当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>
(取締役の選任) 第20条 取締役は、株主総会によって選任する。 ② (条文省略) ③ (条文省略)	(取締役の選任) 第20条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して</u> 、株主総会によって選任する。 ② (現行どおり) ③ (現行どおり)
(取締役の解任) 第21条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。	(取締役の解任) 第21条 取締役の解任に係る株主総会決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。
(取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。 (新設) (新設)	(取締役の任期) 第22条 取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。 <u>②監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u> <u>③任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了するときまでとする。</u>
第23条 (条文省略)	第23条 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集権者および議長) 第24条 (条文省略) ②取締役会の招集権者は、各取締役および監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長) 第24条 (現行どおり) ②取締役会の招集権者は、各取締役に對して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p>
(新設)	<p>(監査等委員会の招集通知) 第25条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p>
(新設)	<p>(取締役への委任) 第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重大な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>
(新設)	<p>(監査等委員会規則) 第27条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p>
第25条 (条文省略)	第28条 (現行どおり)
<p>(取締役会の決議の省略) 第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p>	<p>(取締役会の決議の省略) 第29条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>(取締役会の議事録) 第30条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p>
第28条 (条文省略)	第31条 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>(取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、報酬等という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等) 第32条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、報酬等という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(取締役の責任免除) 第30条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、善意かつ重大な過失がなかったときは、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第33条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等または支配人その他の使用人であるものを除く。）との間に、善意かつ重大な過失がなかったときは、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第5章 監査役及び監査役会</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役および監査役会の設置) 第31条 当会社は監査役および監査役会を置く。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の数) 第32条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の選任) 第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>(補欠監査役の選任) 第34条 当会社は法令の定める監査役の人数を欠いた場合に備えて、定時株主総会において監査役の補欠者を予め選任することができる。 ② 補欠者の選任の効力は、選任後最初に開催する定時株主総会の開始のときまでとする。</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>(監査役の解任) 第35条 監査役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役の任期)</p> <p>第36条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p>② 監査役の補欠者が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</p>	(削除)
<p>(常勤監査役)</p> <p>第37条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	(削除)
<p>(監査役会の招集)</p> <p>第38条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。</p>	(削除)
<p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第39条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	(削除)
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第40条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	(削除)
<p>(監査役会規則)</p> <p>第41条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	(削除)
<p>(監査役の報酬等)</p> <p>第42条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削除)
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第43条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、善意かつ重大な過失がなかったときは、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	(削除)

現行定款	変更案
第6章 会計監査人	第5章 会計監査人
第44条～第46条 (条文省略)	第34条～第36条 (現行どおり)
(会計監査人の報酬等) 第47条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	(会計監査人の報酬等) 第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第7章 計算	第6章 計算
第48条～第50条 (条文省略)	第38条～第40条 (現行どおり)
附則 (新設) (新設)	附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 当社は、監査等委員会設置会社移行前の監査役(監査役であったものを含む。)の、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ② 第97期定時株主総会終結前の監査役(監査役であったものを含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償を限定する契約については、なお従前の定めるところによる。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行し、取締役全員（6名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了となり退任となります。

つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものいたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	いしだ こう 石田 甲 (1963年6月18日生)	1987年4月 (株)三和銀行入行 1997年7月 当社入社 1999年6月 当社取締役経営管理本部長付 2003年4月 当社取締役第1事業部大阪支社長 2004年5月 当社取締役事業本部大阪支社長 2007年7月 当社取締役第三営業本部長 2012年4月 当社取締役管理統轄副統轄兼経営管理第二本部長 2013年6月 当社常務取締役 2014年4月 当社取締役社長（現任）	42,888株
<p>(取締役候補者とした理由及び期待される役割) 金融機関での勤務を経て営業部門の責任者を務めたこと、取締役社長として当社グループ経営を牽引してきたことによる豊富な経験と実績を活かすことにより、取締役会の業務執行決定機能及び監督機能に係る実効性の確保・向上が期待されるため、引続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	千葉 敏幸 (1965年3月29日生)	1985年4月 大井電子(株)入社 2004年5月 当社生産本部技術1部第2グループマネージャー 2008年4月 当社水沢製作所NW・監視制御技術部長 2010年4月 当社水沢製作所副所長 2012年4月 当社水沢製作所長 2015年6月 当社取締役SE本部長 2019年4月 当社取締役営業統括 2020年4月 当社取締役 2020年6月 当社常務取締役(現任)	1,906株
(取締役候補者とした理由及び期待される役割) 技術部門長、製作所長、SE・営業部門責任者と幅広い分野の責任者を務めたことによる豊富な経験と実績を活かすことにより、取締役会の業務執行決定機能及び監督機能に係る実効性の確保・向上が期待されるため、引続き取締役として選任をお願いするものであります。			
3	加藤 一夫 (1957年2月21日生)	1975年4月 大井電子(株)入社 2001年4月 当社第3事業部技術2部次長 2008年4月 当社SEセンター通信伝送システム部長 2012年10月 当社水沢製作所副所長兼研究部長 2016年4月 当社仙台研究開発センター長 2016年6月 当社取締役仙台研究開発センター長 2019年4月 当社取締役技術・生産統括 2020年4月 当社取締役仙台研究開発センター長(現任)	700株
(取締役候補者とした理由及び期待される役割) 研究開発部門長、技術・生産統括を務めたことによる、特に技術分野専門知識と豊富な経験と実績を活かすことにより、取締役会の業務執行決定機能及び監督機能に係る実効性の確保・向上が期待されるため、引続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	仁井 克己 (1961年9月27日生)	1985年4月 東京電力(株)入社 2009年7月 同社電子通信部通信企画 グループマネージャー 2012年10月 同社電子通信部長代理 2013年6月 同社江東支社長 2017年7月 当社第一営業本部長付 2019年4月 当社営業統括副統括 2019年6月 当社取締役営業統括副統括 2020年4月 当社取締役経営管理本部長(現任)	988株
(取締役候補者とした理由及び期待される役割) 電力会社における電子通信部門、支社長勤務を経て、営業部門責任者を務めたことによる豊富な経験と実績を活かすことにより、取締役会の業務執行決定機能及び監督機能に係る実効性の確保・向上が期待されるため、引続き取締役として選任をお願いするものであります。			
5	岡本 俊也 (1959年12月4日生)	1982年4月 三菱電機(株)入社 2005年4月 同社北陸支社電子通信部長 2012年4月 同社通信事業部専任 2013年1月 当社出向、第二営業本部長付 2013年4月 当社出向、第二営業本部長 2015年3月 当社第二営業本部長 2017年4月 当社執行役員第二営業本部長 2020年4月 当社執行役員営業統括副統括兼第二営業本部長 2020年6月 当社取締役営業統括副統括兼第二営業本部長(現任)	818株
(取締役候補者とした理由及び期待される役割) 総合電機メーカーにおける通信事業営業部門での勤務を経て、営業部門責任者を務めたことによる豊富な経験と実績を活かすことにより、取締役会の業務執行決定機能及び監督機能に係る実効性の確保・向上が期待されるため、引続き取締役として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 上記各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は上記各取締役を被保険者とし、被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された損害賠償請求等に起因して被保険者が被る損害を補償する、役員等賠償責任保険 (D&O保険) 契約を締結しており、上記取締役候補者の再任が承認された場合、各候補者は、被保険者に含まれることとなります。なお保険料は当社が全額負担する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1 ※	ふじ い まさと 藤井正人 (1961年6月3日生)	1984年4月 当社入社 2012年4月 当社技術・生産統轄水沢製作所品質保証部長 2017年4月 当社監査室副室長 2017年6月 当社監査室長兼監査役付 2021年4月 当社監査室副室長(現任)	0株
(監査等委員である取締役候補者とした理由及び期待される役割) 藤井正人氏を監査等委員である取締役候補者とした理由は、技術・品質部門長、監査室長を務めたことによる豊富な経験と実績を活かして頂くためであり、取締役会の業務執行決定機能及び監督機能に係る実効性の確保・向上を期待しております。			
2	ほ ぼ まさ よ 保々雅世 (1960年7月22日生)	1983年4月 日本アイ・ビー・エム(株)入社 1995年4月 S A P ジャパン(株)社長補佐 1998年11月 ヴィリアネットジャパン(株)代表取締役社長 2004年3月 マイクロソフト(株)業務執行役員 2006年7月 日本オラクル(株)執行役員 2013年4月 青山学院大学大学院国際マネジメント研究科 特任教授 2019年6月 (株)イグアス取締役(現任) 2019年6月 当社取締役(現任)	100株
(監査等委員である取締役候補者とした理由及び期待される役割) 保々雅世氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、企業経営に関する豊かな経験と高い見識に基づき、広範かつ高度な視野で提言頂くためであり、取締役会の業務執行決定機能及び監督機能に係る実効性の確保・向上を期待しております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3※	<p style="text-align: center;">やす い ひろ き 安 井 宏 樹 (1965年3月18日生)</p>	<p>1987年 4月 三菱信託銀行(株) 入社 2005年 10月 三菱UFJ信託銀行(株) 企業金融部 業務グループ主任調査役 2009年 6月 同社コンプライアンス統括部 統括マネージャー 2014年 4月 同社監査室長 2018年 6月 エム・ユー・トラストアップルプランニング 出向 (取締役総務部長) 2021年 4月 同社顧問 (現任)</p>	0株
<p>(監査等委員である取締役候補者とした理由及び期待される役割) 安井宏樹氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、金融機関における責任者を務めたことによる豊富な経験と実績から、広範かつ高度な視野で提言頂くためであり、取締役会の業務執行決定機能及び監督機能に係る実効性の確保・向上を期待しております。</p>			

- (注) 1. 上記各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. ※印は、新任の取締役候補者であります。
 3. 保々雅世氏及び安井宏樹氏は社外取締役候補者であります。
 4. 保々雅世氏及び安井宏樹氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、就任された場合には独立役員として届け出る予定であります。
 5. 社外役員に就任してからの年数について
 保々雅世氏は、現に当社の社外取締役であり、在任期間は本総会終結の時をもって2年になります。
 6. 当社は、保々雅世氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、本総会において同氏が再任された場合には、本契約を継続する予定であります。
 7. 本議案の選任が承認された場合、安井宏樹氏との間において、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
 8. 当社は、保々雅世氏を被保険者とし、被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された損害賠償請求等に起因して被保険者が被る損害を補償する、役員等賠償責任保険 (D&O保険) 契約を締結しており、当該取締役候補者の再任が承認された場合、候補者は、被保険者に含まれることとなります。なお保険料は当社が全額負担する予定であります。
 9. 当社は、上記各新任の候補者が監査等委員である取締役に就任した場合、各氏を被保険者とし、被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された損害賠償請求等に起因して被保険者が被る損害を補償する、役員等賠償責任保険 (D&O保険) 契約を締結する予定としております。なお保険料は当社が全額負担する予定であります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	佐々木正光 (1958年7月6日生)	1977年4月 当社入社 2008年4月 当社品質保証部次長 2012年4月 当社品質保証部次長兼同部信頼性管理 グループマネージャー 2013年4月 当社監査室副室長 2013年6月 当社監査室長兼監査役付 2017年6月 当社監査役（現任）	1,506株
(補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由及び期待される役割) 佐々木正光氏を補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由は、監査等委員である取締役に就任した際、当社監査役としての経験を踏まえ、監査に関する豊かな経験と高い見識に基づき、広範かつ高度な視野で提言頂くためであり、当社の業務執行決定機能及び監督機能に係る実効性の確保・向上を期待しております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	もとむらたけし 本村 健 (1970年8月22日生)	1997年4月 岩田合同法律事務所山根室入室（現任） 2003年10月 Steptoe & Johnson LLP ワシントン・オフィス勤務 2007年6月 学校法人大妻学院 大妻女子大学・監事 2015年4月 最高裁判所司法研修所教官（民事弁護） 2016年6月 株式会社データ・アプリケーション 社外取締役（現任） 2017年11月 アルテリア・ネットワークス株式会社 社外監査役（現任） 2018年6月 当社社外監査役（現任） 2019年12月 学校法人大妻学院 監事（現任）	700株
(補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由及び期待される役割) 本村健氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、監査等委員である社外取締役に就任した際、弁護士としての法律に関する高い見識に基づき、広範かつ高度な視野で提言頂くためであり、また、当社社外監査役としての経験から、当社の業務執行決定機能及び監督機能に係る実効性の確保・向上を期待しております。			
3	きもつきまさみち 肝付 正路 (1961年11月8日生)	1984年4月 東洋信託銀行(株)入行 2003年10月 UFJ信託銀行(株)資産金融部次長 2011年6月 三菱UFJ信託銀行(株)執行役員資産金融第2部長 2015年6月 エム・ユー・トラストアップルプランニング(株) 代表取締役副社長（現任） 2018年6月 住宅産業信用保険(株)監査役（現任）	0株
(補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由及び期待される役割) 肝付正路氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、監査等委員である社外取締役に就任した際、金融機関における豊富な経験・見識のみならず、取締役・監査役としての経験から、広範かつ高度な視野で提言頂くためであり、当社の業務執行決定機能及び監督機能に係る実効性の確保・向上を期待しております。			

- (注) 1. 上記各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 本村健氏及び肝付正路氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 本村健氏及び肝付正路氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、両氏との間において、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
4. 上記各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は各氏を被保険者とし、被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された損害賠償請求等に起因して被保険者が被る損害を補償する、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結する予定としております。なお保険料は当社が全額負担する予定であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬総額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬総額は、2013年6月27日開催の第89回定時株主総会において年額1億200万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬総額を定めることとし、その報酬総額を会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、昨今の経営環境の変化及び今般の監査等委員会設置会社への移行等、諸般の事業を勘案し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬総額を年額1億100万円以内とさせていただきますと存じます。本議案に係る報酬等の額は、本招集ご通知28頁から29頁「事業報告」(2)①記載の決定方針に沿い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職責に照らして相当であると判断しております。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬総額には、従来どおり使用人兼取締役の使用人分としての給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は6名（うち社外取締役1名）であります。第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は5名（うち社外取締役0名）となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が発生することを条件として、効力を生じるものとしたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬総額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬総額を監査等委員の職務と責任を考慮して、年額460万円以内とさせていただきますと存じます。本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと3名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が発生することを条件として、効力を生じるものとしたします。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬総額設定の件」が原案どおり承認可決されますと、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬総額は、年間1億10百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与を含みません。）となりますが、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値及び株主価値の中長期的かつ持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、当社の対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。なお、当社は、2018年6月26日開催の第94期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬についてご承認いただいておりますが、本議案は、監査等委員設置会社への移行に伴い、これに代えてご承認いただきたく願います。

本議案に基づき当社の対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額36百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。本議案に係る報酬等の額は、本招集ご通知28頁から29頁「事業報告」(2)①記載の決定方針に沿い、対象取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役1名）ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は5名（うち社外取締役0名）となります。また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年65千株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割<当社の普通株式の無償

割当てを含みます。>または株式併合等が行われた場合、その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。)とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)を締結するものとします。

- (1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)について、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任または退職する日までの期間(以下「譲渡制限期間」という。)、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。)
- (2) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、当社の取締役会が定める期間(以下「役務提供期間」という。)中、継続して上記(1)に定める地位にあったことを条件として、上記(1)で定める地位を退任または退職した時点をもって、本割当株式の全部について譲渡制限を解除する。
- (3) 対象取締役が、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位を退任または退職した場合の取扱いは以下のとおりとする。
 - i 当社の取締役会が正当と認める理由によらずに退任または退職した場合は、当社は本割当株式を当然に無償で取得する。
 - ii 当社の取締役会が正当と認める理由により退任または退職した場合は、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)のiiの定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立

ち、譲渡制限を解除する。

(6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法、その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

第8号議案 監査等委員である取締役（非常勤の監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

第6号議案「監査等委員である取締役の報酬総額設定の件」が原案どおり承認可決されますと、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬総額は、年間46百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与を含みません。）となりますが、監査等委員である取締役（非常勤の監査等委員である取締役を除きます。以下「対象監査等委員」という。）と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、当社の対象監査等委員に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき当社の対象監査等委員に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額720万円以内といたします。また、各対象監査等委員への具体的な配分については、監査等委員取締役の協議によって決定することといたします。本議案に係る報酬等の額は、対象監査等委員の職責に照らして相当であると判断しております。

なお、本議案に係る対象監査等委員の員数は、第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと3名となります。

また、対象監査等委員は、当社の取締役会決議に基づき、本議案及び監査等委員である取締役の協議により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年8千株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割＜当社の普通株式の無償割当てを含みます。＞または株式併合等が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普

通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象監査等委員に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象監査等委員との間で、「第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」に記載の譲渡制限付株式割当契約に準じた内容の譲渡制限付株式割当契約を締結するものとします。

以 上

[添付書類]

事業報告

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、上半期、新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言・営業活動自粛等により経済活動や個人消費が落ち込む厳しい状況となりました。下半期の景気回復の動きは、政府による各種経済対策はあったものの、感染再拡大に伴う2度目の緊急事態宣言を受け、経済活動の制限や先行きの不透明感から個人消費の停滞により足踏み状態が続いており、引き続き予断を許さない状況となっております。

当社をとりまく市場動向につきましては、主要顧客である電力業界においては発電コスト増、電力需要の低迷等により積極的な設備投資は控えられている状況にあるものの、第5世代移動通信システム(5G)の普及、インターネット利用拡大によるデータトラフィックの増大、IoTデバイスの急速な普及等により、当社ビジネス参入機会の拡大が見込まれております。しかしながら足元では新型コロナウイルス感染拡大に伴う顧客計画の延伸や工事案件の遅延、世界的な半導体不足による部材調達問題等の影響が顕在化しております。

このような事業環境下で、当社の当連結会計年度の売上高につきましては、情報通信機器製造販売が堅調に推移したため、294億10百万円(前年同期比16.2%増)となりました。

利益につきましては、情報通信機器製造販売における利益率改善の遅れや品質対応費用の影響により、営業利益は3億3百万円(前年同期比2億65百万円減)、親会社株主に帰属する当期純利益は1億39百万円(前年同期比3億84百万円減)となりました。

[情報通信機器製造販売]

キャリア向け光伝送機器が増加したため、売上高は171億61百万円(前年同期比30.7%増)となりました。セグメント利益につきましては、電力向け案件の売上延伸に伴う利益の減少に加え、主力製品の利益率改善の遅れや、第2四半期までに発生した開発費用、品質対応費用の影響により、92百万円の損失(前年同期比4億73百万円減)となりました。

[ネットワーク工事保守]

通信機器工事が増加したため、売上高は122億48百万円(前年同期比0.6%増)となりました。セグメント利益につきましては、工事案件に占める利益率の良い案件の割合が増加したこと、人件費・間接経費等に対するコストカットの効果があったことから、3億72百万円(前年同期比1億87百万円増)となりました。

(2) 設備投資及び資金調達状況

当連結会計年度中に実施した設備投資は7億48百万円であり、その主なものは、社内情報システム改修及び水沢製作所新棟建設、機器の生産増強のための設備や新製品開発用の試験装置等であります。なお、増資や社債発行等による特別な資金調達は行っておりません。

(3) 財産及び損益状況

区 分 \ 期 別	第94期 (2018年3月期)	第95期 (2019年3月期)	第96期 (2020年3月期)	第97期 (2021年3月期)
売 上 高(千円)	23,830,534	22,561,995	25,314,544	29,410,371
営業利益又は損失(△)(千円)	60,227	△1,576,145	569,159	303,392
経常利益又は損失(△)(千円)	162,093	△1,480,623	620,405	375,869
親会社株主に帰属する当期純利益又は損失(△)(千円)	△116,062	△2,779,482	523,843	139,653
1株当たり 当期純利益又は損失(△)(円)	△9.03	△2,157.39	405.70	199.79
総 資 産(千円)	19,269,273	17,143,189	20,219,305	22,416,836
純 資 産(千円)	9,994,986	7,205,241	7,684,610	8,451,599

<第94期>

売上高につきましては、ネットワーク工事保守においてキャリア向け通信機器工事及び通信線路工事の増加があったものの、情報通信機器製造販売においてスマートメーター・スマートグリッド関連機器が大幅に減少したため全体として減少いたしました。損益につきましては情報通信機器製造販売の売上規模減の影響に加え、独占禁止法関連の特別損失計上により大幅に減少しております。

<第95期>

売上高につきましては、情報通信機器製造販売において電力会社の設備投資が一部延伸となった他、新規システム開発案件の延伸等の影響により大幅に減少いたしました。損益につきましては、材料費等の圧縮や人件費削減等のコスト削減を行ったものの、情報通信機器製造販売の売上減少の影響並びに、新規のシステム開発案件におけるソフトウェア開発期間の延長によるコスト増の結果、大幅に減少しております。

<第96期>

売上高につきましては、情報通信機器製造販売及びネットワーク工事保守事業が共に堅調に推移いたしました。損益につきましては、第95期の開発案件に関連して発生した工

事損失引当金相当の利益の改善及び材料費、外注費、経費、人件費の効率化や削減等の施策による利益率改善により大幅な損失減となりました。

<第97期>

「1. 企業集団の現況に関する事項 (1) 事業の経過及び成果」に記載しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループの属する情報通信機器業界は、第5世代移動通信システム（5G）に代表される新たな情報通信ニーズ、増大する通信トラフィックへの対応として通信インフラへの設備投資が拡大基調にあること、IoT技術の利用による未開拓分野への情報通信技術の適用拡大を背景に、情報通信機器市場のより一層の拡大が期待されています。加えて新型コロナウイルス感染症拡大に伴うテレワークの導入拡大、働き方改革の推進に必要な情報通信環境整備、DX（デジタルトランスフォーメーション）の進展や巣ごもり需要の増加などが情報通信設備の需要を後押ししております。

一方で情報通信技術の発展に伴う技術の更なる高度化、情報通信機器のコモディティ化が進展しており、これに対応するためには技術力及び製品付加価値の継続的な向上が必須であります。また、新型コロナウイルス感染症拡大やその他複合的な要因から、世界的な半導体不足を始め部材調達において不透明な状況が発生しております。当社の製造計画に及ぼす影響のみならず、顧客の投資計画が流動的となる可能性についても注視する必要があると考えております。

当社グループといたしましては、こうした環境変化に対応して、安定的な収益基盤の構築を図り、成長分野に向け、引続き以下の具体的施策の展開を推進してまいります。

① 経営戦略

当社グループは、大井電気(株)及びオオイテクノ(株)が主に情報通信機器製造販売事業を、日本フィールド・エンジニアリング(株)及び日本テクニカル・サービス(株)が主にネットワーク工事保守事業を営んでおります。各社の自立経営を基本としつつ、グループ間でのシナジーを発揮することで、グループ全体での事業規模・利益拡大を図ってまいります。

各セグメントの経営戦略は以下のとおりです。

(情報通信機器製造販売)

情報通信機器業界は、事業環境の変化が激しく、特に成長分野においては競争が激化する傾向にありますが、将来を見据えた研究開発・人材育成を着実に推進すると共に、コスト競争力の強化に取り組むことで、中長期的な事業規模の拡大・利益成長を目指してまいります。

社会インフラ（電力、鉄道、官公庁、通信キャリアなど）向けの情報通信機器については、基盤事業におけるシェアの拡大を図るとともに、OTN(*1)プラットフォーム事業、IoT関連に利用されるLPWA(*2)事業など昨今の通信インフラの多様化・効率化ニーズに対応した事業や、地方自治体向け防災事業、エネルギーマネジメントシステム関連事業など社会的なニーズの高い新規事業に積極的に取り組んでまいります。

*1 Optical Transport Network

*2 Low Power Wide Area

（ネットワーク工事保守）

ネットワーク工事保守業界においては、スマートグリッド関連や防災関連など事業機会自体は拡大の方向にありますが、一方で価格競争は近年益々激化する傾向にあり、価格対応力の強化が大きな課題となっております。

こうした厳しい環境下ではありますが、長年培ってきた、保守・工事におけるノウハウ・技術力を生かし、また価格対応力を強化することで、着実に事業規模の拡大・利益成長を目指して取り組んでまいります。

② 経営体質の強化

当社グループは、電力会社・官公庁等の事業の関係から下半期に売上計上が集中し、また、顧客の調達方針の変化等が業績に与える影響も大きいことから、生産性向上活動の推進や事業性を吟味した設備投資など、収益規模変動に柔軟に対応できる経営体質を確保してまいります。

③ 企業価値向上に向けた取組み

コア技術や将来方向を見据えた人的資源の配置と人材育成に努めるとともに、コンプライアンス、環境等の社会的責任課題に対して、全体最適の観点から企業価値向上に取り組んでまいります。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
日本フィールド・エンジニアリング株式会社	75,000千円	53.18%	電子通信施設、給電施設の工事、通信線路工事及び保守受託業務
日本テクニカル・サービス株式会社	50,000千円	100%	各種電子機器及び通信機器の据付工事並びに保守受託業務及び販売
オオイテクノ株式会社	20,000千円	75%	各種通信機器・電子機器のソフトウェアの開発、設計及び販売
株式会社エヌ・エフ・サービス	10,000千円	(53.18%)	電子通信施設、給電施設の工事・保守受託業務

(注) 株式会社エヌ・エフ・サービスは、日本フィールド・エンジニアリング株式会社が100%の議決権を保有しております。

- ② 事業年度末日における特定完全子会社の状況
特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(6) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

当社グループは、以下の製品の製造、販売並びに工事・保守受託業務等を主な事業内容としております。

区分	主な製品
情報通信機器製造販売	光伝送システム、セキュリティ・監視システム、リモート計測・センシングシステム、無線応用システムの関連機器
ネットワーク工事保守	通信設備、光ネットワーク、CATV等の工事・保守

(7) 主要な事業所、工場及び研究所 (2021年3月31日現在)

当 社 本 社	横浜市港北区菊名七丁目3番16号
当 社 支 社	6支社 (札幌市・仙台市・名古屋市・吹田市・広島市・福岡市)
当 社 工 場	水沢製作所 (奥州市)
当 社 研 究 所	仙台研究開発センター (仙台市)
子 会 社	日本フィールド・エンジニアリング(株)国内10拠点 日本テクニカル・サービス(株)国内12拠点 オオイテクノ(株)国内2拠点 (株)エヌ・エフ・サービス国内1拠点

(8) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前期末比増減
情報通信機器製造販売	495名	7名増
ネットワーク工事保守	524名	7名減
合 計	1,019名	増減なし

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数		前期末比増減	平 均 年 令	平均勤続年数
男 子	386名	1名減	46.1才	22.7年
女 子	50名	5名増	46.0才	23.5年
合計又は平均	436名	4名増	46.1才	22.8年

(9) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借 入 先 名	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,310,000千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,080,000千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	440,000千円
株 式 会 社 横 浜 銀 行	370,000千円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	200,000千円
株 式 会 社 岩 手 銀 行	500,000千円
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫	40,000千円

2. 会社の株式に関する事項（2021年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 5,480,000株
 (2) 発行済株式総数 1,470,000株（自己株式 174,165株）
 (3) 株主数 1,203名
 (4) 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
三菱電機株式会社	247千株	19.07%
UNEARTH INTERNATIONAL LIMITED	134千株	10.38%
石田 甲	42千株	3.30%
KM マネジメント株式会社	40千株	3.15%
大井電気従業員持株会	40千株	3.08%
石田 哲 爾	31千株	2.40%
三菱UFJ信託銀行株式会社	30千株	2.31%
島 根 良 明	27千株	2.15%
一般財団法人石田實記念財団	22千株	1.71%
石 橋 健	16千株	1.25%

（注）持株比率は、自己株式（174,165株）を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く。）	3,511株	5名
社外取締役	0株	0名
監査役（非常勤監査役を除く。）	630株	2名

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2021年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	重 要 な 兼 職 先 と 当 社 と の 関 係
取締役社長 (代表取締役)	石 田 甲		
常務取締役	千 葉 敏 幸		
取 締 役	加 藤 一 夫	仙台開発センター長	
取 締 役	仁 井 克 己	経営管理本部長	
取 締 役	岡 本 俊 也	営業統括副統括兼第二営業本部長	
取 締 役	保 々 雅 世	株式会社イグアス 社外取締役	重要な取引関係なし
常勤監査役	佐々木 正 光		
常勤監査役	佐 藤 徹		
監 査 役	本 村 健	岩田合同法律事務所パートナー 株式会社データ・アプリケーション 社外取締役 アルテリア・ネットワークス株式会社 社外監査役 学校法人大妻学院 監事	重要な取引関係なし

- (注) 1. 取締役保々雅世氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として、2019年6月、同取引所に届け出ております。
2. 監査役佐藤徹氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として、2014年5月、同取引所に届け出ております。
3. 監査役本村健氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 当事業年度中の取締役の異動
取締役田中繁寛氏及び同長瀬平明氏は2020年6月25日開催の第96期定時株主総会終結のときをもって退任いたしました。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の役員報酬は、持続的かつ安定的な成長による企業価値の向上を図る上で、各々の役員が果たすべき役割を最大限発揮するためのインセンティブ及び当該役割発揮に対する対価として機能することを目的とし、役員が担う短期・中長期の経営責務に対するバランスを備えたインセンティブ制度の構築を図ることを、報酬決定に関する基本方針としています。

具体的には、役員報酬は、業績に連動しない金銭報酬として毎月定額で支払う基本報酬と、業績に連動する報酬として短期業績に連動する金銭報酬である賞与及び中長期的

な株主価値に連動する非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬から構成されております。それぞれの報酬限度額は、取締役、監査役別に株主総会の決議によりそれぞれ決定されており、その各限度額の範囲内において取締役報酬は取締役会（含代表取締役一人）において、監査役報酬は監査役の協議に基づき、各人への配分を決定しています。

当社は、当該決定方針の決定について、取締役会の決議によることとしており、当事業年度におきましては2021年2月24日開催の取締役会において決議しました方針に基づき役員報酬を決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2013年6月27日開催の第89期定時株主総会において年額1億20百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役員数は6名です。

当社取締役の非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬の付与のために支給する債権の総額は、2018年6月26日開催の第94期定時株主総会において年額36百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役員数は7名です。

当該監査役の金銭報酬の額は、2013年6月27日開催の第89期定時株主総会において年額36百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

当社監査役の非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬の付与のために支給する債権の総額は、2018年6月26日開催の第94期定時株主総会において年額720万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度におきましては、取締役の金銭報酬について、2021年2月24日開催の取締役会において代表取締役社長 石田 甲に個人別の報酬等の具体的な内容の決定を委任する旨の決議を行い、代表取締役社長において決定を行っております。これらの決定権限を委任した理由は、当社を取り巻く環境、当社の経営状況等を最も熟知し、総合的に役員報酬額を決定できると判断したためであります。

なお当社取締役会は、決定権限の委任にあたり、総務担当役員が当該決定に係る個人別の報酬案が役員報酬に関する社内基準に基づいていることを確認していることから、その内容が決定方針に沿ったものであると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	65,323 (5,200)	49,830 (4,800)	5,090 (400)	10,403 (—)	8 (1)
監査役 (うち社外監査役)	28,528 (17,269)	24,600 (15,000)	2,050 (1,250)	1,878 (1,019)	3 (2)

⑤ 業績連動報酬等に関する事項

当社は、取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることにより、企業価値の持続的向上を図るため、取締役に対して業績連動報酬等として賞与及び譲渡制限付株式報酬を支給しております。

賞与は、責任の明確化を図るため取締役の任期が1年となっていることに鑑みて、単年度の会社業績及び担当職位毎に設定した目標達成度を指標とし、当該事業年度の連結業績（売上高、営業利益、純利益等を総合的に勘案）に連動して取締役会で決定しています。毎期の連結業績評価の検討、審議を取締役会で行う際には、独立社外役員の適切な提言・助言等の関与を得るよう努め、相当と思われる額を取締役会及び監査役会にて決定しております。

当事業年度を含む売上高、営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益の推移は1.(3)財産及び損益の状況に記載のとおりです。

譲渡制限付株式報酬は、交付時期を退任時とした株式報酬であり、在任期間中に株式を実際に保有することで、株式報酬が目指している株主として保有という目的を直接的かつ強力に実現するものであります。

なお、本株式報酬の決定については、独立社外取締役を含む取締役会が定めた報酬方針・手続きに則り、既定のテーブルに基づき決定しております。

⑥ 非金銭型報酬等の内容

取締役が株式保有を通じて株主との価値共有を高めることにより、企業価値の持続的向上を図るため、取締役に対して譲渡制限付株式報酬を交付しております。

当該株式報酬の内容及びその交付状況は前記⑤及び2. 会社の株式に関する事項に記載のとおりです。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

各社外役員の重要な兼職先と当社との関係は、前記(1)「取締役及び監査役の状況」に記載のとおりです。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	保々 雅世	当事業年度開催の取締役会全てに出席し、専門分野で培ってきた豊富な経験・見識から、経営上重要な投資計画や社内情報システム改修等に関する発言を行っており、独立した客観的立場から取締役会の業務執行決定機能及び監督機能に係る実効性の確保・向上に努めております。
監査役	佐藤 徹	当事業年度開催の取締役会及び監査役会それぞれの全てに出席し、取締役会の意思決定の適正性・妥当性を確保するための質問、助言を行っております。また、常勤監査役としての取締役からの聴取、代表取締役との意見交換、事業所・子会社の往査なども行っております。
監査役	本村 健	当事業年度開催の取締役会及び監査役会それぞれの全てに出席し、弁護士としての専門知識と他の企業における取締役及び監査役として培ってきた豊富な経験・見識から、取締役会の意思決定の適正性・妥当性を確保するための質問・助言を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役保々雅世氏及び社外監査役本村健氏との間において、会社法第427条第1項ならびに定款第30条及び第43条の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

会社法第423条第1項の損害賠償責任について、責任の限度額は、法令が規定する額としております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 E Y新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 33,000千円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

33,000千円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人から、当年度の事業年度の監査日数、人員配置など監査計画の説明を受け、前年度の実績と評価、当年度の会計監査人の監査の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬額について同意いたしました。
2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他必要があると判断した場合は、監査役会にて審査し、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	17,893,397	流 動 負 債	10,504,693
現金及び預金	3,017,318	支払手形及び買掛金	3,460,538
受取手形及び売掛金	8,820,446	電子記録債権	332,857
電子記録債権	421,458	短期借入金	3,500,000
商品及び製品	549,035	一年内返済予定の長期借入金	67,468
仕掛品	4,078,131	リース債務	15,431
原材料及び貯蔵品	842,768	未払金	1,311,579
その他	168,268	未払法人税等	25,609
貸倒引当金	△ 4,030	未払消費税等	195,075
固 定 資 産	4,523,438	賞与引当金	839,848
有 形 固 定 資 産	2,700,782	役員賞与引当金	5,360
建物及び構築物	543,266	工事損失引当金	180,477
機械装置及び運搬具	73,974	その他の	570,447
工具器具及び備品	296,561	固 定 負 債	3,460,543
土地	1,422,171	長期借入金	372,532
リース資産	61,632	リース債務	52,857
建設仮勘定	303,175	長期未払金	49,703
無 形 固 定 資 産	371,191	役員退職慰労引当金	14,625
ソフトウェア	244,951	退職給付に係る負債	2,885,177
その他	126,239	資産除去債務	84,781
投 資 そ の 他 の 資 産	1,451,464	その他の	865
投資有価証券	589,685	負 債 合 計	13,965,237
長期貸付金	2,533	純 資 産 の 部	
繰延税金資産	564,157	株 主 資 本	6,955,760
その他	295,792	資 本 金	2,708,389
貸倒引当金	△ 704	資 本 剰 余 金	1,403,366
		利 益 剰 余 金	3,383,069
		自 己 株 式	△ 539,064
		その他の包括利益累計額	200,523
		その他有価証券評価差額金	175,172
		退職給付に係る調整累計額	25,351
		非支配株主持分	1,295,315
資 産 合 計	22,416,836	純 資 産 合 計	8,451,599
		負債及び純資産合計	22,416,836

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

監査報告書

計算書類

監査報告書

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		29,410,371
売上原価		24,479,615
売上総利益		4,930,755
販売費及び一般管理費		4,627,363
営業利益		303,392
営業外収益		
受取利息及び配当金	54,042	
雑収益	55,630	109,673
営業外費用		
支払利息	19,586	
雑損失	17,609	37,195
経常利益		375,869
税金等調整前当期純利益		375,869
法人税、住民税及び事業税	22,126	
法人税等調整額	38,110	60,236
当期純利益		315,633
非支配株主に帰属する当期純利益		175,980
親会社株主に帰属する当期純利益		139,653

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

大井電気株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鹿島 寿郎 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 須山 誠一郎 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大井電気株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大井電気株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
科 目				科 目			
金 額				金 額			
流動資産				流動負債			
現金及び預	金	2,041,884	電子記録債	務	332,857	8,063,456	
現受取手	金	11,063	買掛	金	3,137,285		
電子記録債	権	326,891	短期借入	金	3,350,000		
売掛	金	5,346,413	一年内返済予定の長期借入	金	10,380		
製半材	品	51,115	リース債	務	15,431		
材製	品	427,215	未払	金	260,575		
仕掛	品	789,525	未払	費用	355,672		
貯蔵	品	3,685,457	未払法人税等		19,878		
短期貸付	品	13,711	未払消費税	等	56,362		
前払費用	金	260	前受り	金	7,377		
前払収入	金	1,855	賞与引当	金	18,176		
未収の引当	金	7,719	工事損失引当	金	378,920		
倒引当	金	152,172	その他の	他	120,000		
固定資産	金	2,458	固定負債		540		
有形固定資産		△ 1,212	長期借入金		2,695,808		
建物	産	2,740,225	リース債	務	289,620		
構築物		1,603,640	退職給付引当	金	52,857		
機械装置		397,592	長期未払	金	2,218,845		
車両運搬具		5,994	資産除去債	務	49,703		
工具器具備		73,974	負債合計		84,781		
土地		0	純資産の部		10,759,265		
リース資産		273,126	株主資本		4,723,264		
建設仮勘		488,143	資本金		2,708,389		
無形固定資産		61,632	資本剰余金		1,444,809		
ソフトウェア		303,175	資本準備金		1,442,759		
その他の資産		300,599	その他資本剰余金		2,049		
投資その他の資産		179,857	利益剰余金		1,109,130		
投資関係		120,741	その他利益剰余金		1,109,130		
長期前払費用		330,547	繰越利益剰余金		1,109,130		
繰延税金		168,025	自己株式		△ 539,064		
その他の		23,962	評価・換算差額等		114,226		
資産		254,748	その他の有価証券評価差額金		114,226		
合計		58,703	純資産合計		4,837,490		
負債及び純資産合計		15,596,755	負債及び純資産合計		15,596,755		

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

監査報告書

計算書類

監査報告書

損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		17,439,789
売上原価		13,915,880
売上総利益		3,523,908
販売費及び一般管理費		3,632,466
営業損失		△108,557
営業外収益		
受取利息及び配当金	318,475	
雑収益	58,816	377,292
営業外費用		
支払利息	18,076	
雑損失	11,429	29,506
経常利益		239,229
税引前当期純利益		239,229
法人税、住民税及び事業税	△6,110	
法人税等調整額	△13,305	△19,416
当期純利益		258,646

独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

大井電気株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鹿島寿郎 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 須山誠一郎 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大井電気株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第97期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。なお、新型コロナウイルス感染症対策として一部監査等にWeb会議システムを利用し実施いたしました。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、重点監査項目等を定めた監査計画を作成し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、監査役間で意見交換を行うほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、重点監査項目等を定めた監査計画に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告の一部として当社ウェブサイトに記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役会及びその他の重要な会議への出席や部門往査等を通じ、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め意見を表明いたしました。
 - ③事業報告の一部として当社ウェブサイトに記載されている会社法施行規則第118条第3号イの株式会社の支配に関する基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月26日

大井電気株式会社 監査役会

常勤監査役	佐々木	正光	㊟
常勤社外監査役	佐藤	徹	㊟
社外監査役	本村	健	㊟

以上

株主総会会場ご案内図

